五　船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合があること。

六　第四条第一項第二号ロ⑵に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七　第四条第二項第二号イ⑴及び⑵に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であって、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあっては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

八　勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

九　情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十　勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	一　日本語の場合 H三E　一、六五一kHz　一〇W 二　英語の場合 H三E　二、〇一九kHz　一〇W	日本語及び英語	一　日本語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間 二　英語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間
VHF無線電話	一　呼出し及び応答用 F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W 二　呼出し及び通信用 F三E　一五六・六五MHz（チャンネル一三）　一〇W 三　通信用 F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル四）　一〇W F三E　一六一・七〇MHz（チャンネル一一）　一〇W	日本語又は英語	適時
船舶自動識別装置	〇〇四三一〇六〇六（瀬戸送受信所） 〇〇四三一〇七〇三（前原送受信所） 〇〇四三一〇七〇四（火ノ山送受信所） 〇〇四三一〇七〇五（矢ケ浦送受信所） 〇〇四三一〇七〇六（木槲送受信所） 〇〇四三一〇七〇七（上県送受信所） 〇〇四三一〇七〇八（雲仙送受信所） 〇〇四三一〇七〇九（福江中送受信所） 〇〇四三一〇八〇七（浜田送受信所）	英語	適時

電話	一　一般情報の提供の場合 〇九三―三八一―三三九九 二　勧告及び指示の場合 〇九三―三七二―〇〇九九 〇九三―三七二―〇〇九〇	一　一般情報の提供の場合　日本語 二　勧告及び指示の場合　日本語又は英語	一　一般情報の提供の場合　船舶から問い合わせがあったとき 二　勧告及び指示の場合　適時
ファクシミリ	〇九三―三七二―二七四一	日本語	船舶から問い合わせがあったとき
インターネット・ホームページ	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/	日本語	船舶から問い合わせがあったとき

備考　関門海域における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。

官庁報告

国家試験

通関士試験公告

第44回通関士試験の施行について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年７月１日

財務大臣　野田　佳彦

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成22年10月３日（日曜日）

２．試験科目及び時間

○通関業法……午前９時30分から午前10時20分まで

○関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）……午前11時00分から午後０時40分まで

○通関書類の作成要領その他通関手続の実務……午後１時50分から午後３時20分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達とし、平成22年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２に規定する認定通関業者に係るものを含む。